

平成22年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

No.	事業名	事業概要	平成22年度 事業計画	平成22年度 事業実績	所管局
3. 男女平等参画を推進する社会づくり					
(2) 普及・広報の充実					
① 情報・交流の推進					
ア. 情報の提供					
197	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都総合ホームページ等の都政一般広報媒体を活用して、男女平等推進のための普及啓発や情報提供を行います。	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の要望により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の要望により随時実施した。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等	生活文化局
198	インターネットによる情報提供	ウィメンズブラザのホームページにおいて、ブラザ施設の予約、開催する講座の申込や図書類の予約・検索サービスを実施します。 また、男女平等参画ポータルサイトを設け、就職や福祉情報等、総合的な情報を提供します。	ホームページを利用して、情報提供を行う。	ホームページを利用して、情報提供を行う。 ホームページアクセス件数 150,746件(トップページ) メルマガ発行 12回	生活文化局
199	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。	インターネットによる公表 (①男女平等参画の現状 ②施策の実施状況)	インターネットによる公表 (①男女平等参画の現状「データ2011『特集 少子・高齢化の状況』」)、②都の施策の実施状況)	生活文化局
200	東京ウィメンズブラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供します。	蔵書 約6万冊	蔵書 約6万2千冊 利用者数 約4万7千人	生活文化局
イ. 交流の推進					
201	女性団体等との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考えるフォーラムを開催します。	年1回 2日間開催	年1回 2日間開催(平成22年10月22日、23日) 2,907名参加	生活文化局
202	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画社会基本法の公布、施行日にちなん記念行事を実施します。	—	—	生活文化局
② 社会制度・慣行の見直し					
ア. 都庁内における対応					
203	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。	年数回開催 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合調整 ・審議会調査審議事項に関する調整	開催なし	生活文化局
204	研修の実施	男女平等研修職員を対象に実施し、男女平等参画の理解を深め、事業の立案や運営への反映を図ります。(再掲)	(一部参照No. 151, 189)	(一部参照No. 151, 189)	各局
205	都職員の旧姓使用	法令や制度上、戸籍名を使用することが必要なもの(源泉徴収・給与簿等)、対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの(契約書、納入通知書)などを除いて、都職員の申出により、旧姓使用を認めます。	平成14年4月から実施	平成14年4月から実施	総務局 各局